

いわぎんOTPサービス規定

いわぎんOTP（ワンタイムパスワード）サービスの利用に際しては、いわぎんインターネットバンキングサービス規定に加えて、いわぎんOTPサービス規定（本規定）を適用します。

1. サービスの内容

- (1) いわぎんOTPサービス（以下「本サービス」という）とは、いわぎんインターネットバンキングサービスの利用に際し、パスワード生成用のアプリケーションソフトをダウンロードした携帯電話機（以下「パスワード生成用携帯電話機」といいます。）により生成され、表示された可変的なパスワード（以下「ワンタイムパスワード」といいます。）を、「利用者IDまたは代表口座番号」および「利用者パスワード」に加えて用いることにより、契約者本人の認証を行うサービスをいいます。
- (2) 本サービスの利用者は、本規定を承認し、当行所定の方法により申込みものとします。
- (3) パスワード生成用のアプリケーションソフトは、契約者が当行ホームページ（いわぎんインターネットバンキングサービス メニュー画面）から申請登録を行った後に、携帯電話機にダウンロードして入手するものとします。なお、本サービスを利用できる携帯電話機は当行所定の機種とします。
- (4) 当行は契約者の申請登録手続きに際し、パスワード生成に係るトークン（パスワード生成用携帯電話機に登録される認証の一種）を発行します。トークンの有効期限は当行が定める期限までとし、契約者はパスワード生成用携帯電話機から所定の操作をすることにより、有効期限を更新するものとします。
- (5) 契約者が当行に本サービスの利用開始の依頼を行う場合は、当行ホームページ（いわぎんインターネットバンキングサービス メニュー画面）から行うものとします。なお、本サービスの利用開始時期は、利用申込による当行の申込手続き完了後の当行所定の時期とします。
- (6) 本サービスの利用開始後は、いわぎんインターネットバンキングサービスの利用に際し、当行はログイン時等において「利用者IDまたは代表口座番号」および「利用者パスワード」に加えて「ワンタイムパスワード」による認証を行います。その場合には、契約者は「利用者IDまたは代表口座番号」「利用者パスワード」および「ワンタイムパスワード」を当行所定の方法により正確に伝達するものとします。当行が確認し、認識した内容が、あらかじめ契約者が所定の方法により当行宛届出している「利用者IDまたは代表口座番号」「利用者パスワード」および当行が保有している「ワンタイムパスワード」と各々一致した場合には、当行は契約者からの取引の依頼とみなします。
- (7) 機種変更等により、新しい携帯電話機をパスワード生成用携帯電話機として利用する場合には、契約者は当行所定の方法により改めて申込みを行うほか、前記1.(3)(4)(5)の利用開始手続きを行うものとします。
- (8) 契約者は、パスワード生成用携帯電話機を失ったとき、パスワード生成用携帯電話機が偽造、変造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じたとき、または他人に使用されたことを認知したときは、直ちに当行所定の方法によって当行に届け出るものとします。この届出を受けたときは、当行は直ちに本サービスの利用の停止措置を講じます。

2. サービス利用料

本サービスの利用料は無料とします。

ただし、本サービスに関する携帯電話の通信料等については契約者が負担するものとします。

3. 免責事項等

- (1) ワンタイムパスワードおよびパスワード生成用携帯電話機は、契約者自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者に開示しないものとします。ワンタイムパスワードおよびパスワード生成用携帯電話機の管理について、契約者の責めに帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合を除き、契約者に損害が生じた場合については、当行はいっさいの責任を負いません。
- (2) ワンタイムパスワードおよびパスワード生成用携帯電話機につき偽造、変造、盗用または不正使用その他のおそれがある場合は、当行宛に直ちにワンタイムパスワードの利用中止の依頼をするものとします。ワンタイムパスワードおよびパスワード生成用携帯電話機につき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、契約者に損害が生じた場合について当行に責めがある場合を除き、当行はいっさいの責任を負いません。
- (3) 当行が保有するワンタイムパスワードと異なるパスワードが当行所定の回数以上連続して伝達された場合は、当行は契約者に対する本サービスの利用を停止します。契約者が本サービスの利用の再開を依頼する場合には、当行所定の方法により当行宛に届け出るものとします。

4. サービスの解約等

- (1) 本サービスの契約は、当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができるものとします。この場合、本解約の効力は、本サービスに関するものに限り生じるものとします。なお、契約者からの解約の通知は当行所定の方法によるものとします。
- (2) いわぎんインターネットバンキングサービスの代表口座の解約があった場合には本サービスも解約されるものとします。
- (3) 契約者が当行との取引約定に違反した場合等、当行が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当行はいつでも、契約者に事前に通知することなく本サービスの利用を停止することができるものとします。なお、当該事由が消滅した場合は、当行は、本サービスの利用停止を解除できます。
- (4) 契約者に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも、本契約を解約することができます。この場合、契約者への通知の到着のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を連絡先にあてて発信した時に本契約は解約されたものとします。
 - ① 住所変更の届出を怠る等により、当行において契約者の所在が不明となったとき
 - ② 支払の停止または破産、民事再生手続開始の申立て、または、今後制定される倒産手続等の開始の申立てがあったとき
 - ③ 相続の開始があったとき
 - ④ 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき

5. 規定の準用

- (1) いわぎんOTPサービスの利用において、本規定に定めのない事項については、いわぎんインターネットバンキングサービス規定により取扱うものとします。
- (2) 本規定と他の規定の定めが異なる場合は本規定が優先します。

6. 規定の変更

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期をインターネット又その他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1ヵ月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

7. 準拠法および管轄裁判所

本契約の準拠法は日本法とします。本契約に基づく取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、盛岡地方裁判所を管轄裁判所とします。

以上
(2021年4月19日現在)